

# 令和4年度大学生と県内企業社員との交流会「広島おとな会議」業務企画提案仕様書

## 1 委託の目的

本県では、20～24歳の就職を理由とした転出超過が社会減の大きな要因であることから、新規学卒者の大学卒業後の県内企業への就職を促進することを目的として、広島県内就職までの意識・行動のステップアップモデル図【別紙参照】を設定し、大学低学年次の早期段階から、学生が県内企業の仕事や広島のライフスタイルの魅力に触れる機会を提供し、地元就職促進及び広島県へのUIJターン志向を高めるための取組を行っている。

本業務では、大学生と県内企業社員の交流会（以下「交流会」という。）を開催し、学生が広島で働く人の本音に触れる機会を設けることにより、県内企業の仕事の魅力ややりがいを知り、自身が働くイメージを具体化することで、県内企業への就職意識醸成を図る。

## 2 委託期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日（金）まで

## 3 業務目標

- ・交流会実施 5回以上
- ・参加学生 計400人以上
- ・参加企業 計100社以上

## 4 委託業務の内容

本仕様書に記載する県公式サイト等の定義は次のとおり。県公式サイト等の周知・広報を図り、LINE登録により交流会参加受付を行うこと。

また、交流会実施後に広島県内就職意識の高まりを継続させるための工夫や、就職活動等を促すための工夫として、サイト等の効果的な活用方法、内容について提案すること。

### 県公式サイト等の定義

#### ●「Go!ひろしま」サイト

→【県公式】ひろしま就活応援サイト「Go!ひろしま」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-uij/>

#### ●LINE登録

→【県公式】就活応援Go!ひろしま

<https://aura-mico.jp/qr-codes/45032/preview>

#### ●Youtubeチャンネル

→【県公式】ひろしま就活応援「Go!ひろしま」Youtubeチャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCSv9ocler39tX6j-3Aln-Qw>

（参考）令和3年10月作成：広島の産業の特色や住みやすさ等を説明したミュージカルムービー（7分程度）

→<https://youtu.be/JfAtqZs67ww>

#### ●Twitter

→【公式】広島就活「Go!ひろしま」@uij\_gohiroshima アカウント

[https://twitter.com/uij\\_gohiroshima](https://twitter.com/uij_gohiroshima)

### (1) コンセプト・企画

- ・交流会のコンセプトは、学生自身が広島で働くイメージを具体化できるよう、学生が実際に広島で働く人の本音に触れ、県内企業の魅力ややりがい気づくこととしており、広島で働く“おとな”と学生が“おとな”同志として交流することから「広島おとな会議」の名称を使用している。  
(参考) 過去の実施状況 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-uij/otona.html>
- ・交流会参加をきっかけに学生が「Go!ひろしま」サイト及び SNS (LINE 等) を活用し、参加企業等の県内企業各社が開催するインターンシップやセミナー等へ更に参加することを目的とする。
- ・対象は、県内外の大学院、大学、高等専門学校、専修学校を令和 6 年 3 月以降に卒業・修了予定の学生であり、主に広島県内在住又は県外在住の広島県出身者をターゲットとする。
- ・コンセプト及び名称はこれまでのものを踏襲した上で、学生が、広島で暮らし、働くことを魅力に感じ、広島県内就職意識が高まる内容を企画すること。また、サブタイトルやキャッチフレーズを付けることは可能。
- ・イベント内容は、学生にとって認知度が高い BtoC の業界や大手企業だけでなく、BtoB の業界や中小企業等と接点を持つことにより、就職先の選択肢が広がるよう、特定の業種や企業に偏ることなく、県内企業社員と学生が交流できるものとし、幅広い業種や企業と学生が接点を持つプログラム内容とすること。なお、参加学生が、全ての企業社員の話を聞くことができることが望ましい。

### (2) 開催時期

- ・令和 4 年 7 月～12 月の間で、計 5 回以上実施すること。ただし、学生が長期休暇期間に開催できるよう少なくとも 8 月に 1 回、12 月に 1 回は開催すること。
- ・開催時期について、交流会後に参加企業各社が開催するインターンシップやセミナー等へ誘導できる時期を、大学学事スケジュールや民間就職ナビサイトが主催する業界研究セミナー等を勘案しつつ提案すること。

### (3) 開催方法等

- ・開催方法は、対面・オンライン・併用等を提案すること。ただし、対面形式及びオンライン形式はそれぞれ 1 回以上開催すること。
- ・それぞれの形式について、別の日程で開催してもよい。
- ・上記 3 の目標を達成できるよう、開催日程や 1 回当たりの目標参加者数 (学生数・企業数) を設定すること。
- ・新型コロナウイルス感染症等の状況により、対面形式の開催が困難な場合は、オンライン形式での開催により代替して実施すること。
- ・必要な経費については委託料に含むものとし、所要経費として見積もること。

### (4) 会場の確保

- ・対面形式で使用する会場については、本業務受注者 (以下「受注者」という。) において確保すること。
- ・オンライン形式でスタジオ等を使用する場合は、これについても会場の候補を提案すること。
- ・経費負担は受注者において行うこと。
- ・プロジェクターやマイク等、交流会を運営するための設備機器の使用料も経費に含めること。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防対策を行うこと。

## (5) 学生募集

- ・上記3に掲げる参加学生数に達するまで、プロモーションを実施すること。
- ・学生向けにイベントを広報するための特設サイトを開設すること。
- ・参加受付は、Go!ひろしまのLINE公式アカウントによる。受注者は、予約者情報の更新・管理を行い、参加学生の連絡調整業務を行う。
- ・Go!ひろしまのLINE公式アカウントについては、県の承諾を得た上で、一部機能（友だち情報の確認や一斉配信・セグメント別配信等）の操作・閲覧をすることができる。
- ・LINE 広報用のバナー画像を作成し、納品すること。
- ・学生の申込状況について、随時、県に報告すること。
- ・参加学生への連絡・調整を行うこと。
- ・学生募集スケジュールについて、県との協議の上、業務を遂行すること。
- ・チラシを制作し、学生募集のプロモーションを実施すること。成果物として、PDF データを納品すること。
- ・県内外の大学キャリアセンター等を通じた周知や県公式サイト等と連携した周知は、県側で実施することができる。

## (6) 企業募集

- ・上記3に掲げる参加企業数に達するまで、県との協議を経て参加企業確保に努めること。
- ・企業募集スケジュールについて、県との協議の上、業務を遂行すること。
- ・企業募集は公募で行い、参加企業申込受付は、受注者が作成するフォーム、又は、広島県が作成するフォームによることとする。
- ・公募で集まった企業について、業種やPR ポイント（広島県働き方改革実践企業やオンリーワン・ナンバーワン企業等の県の認定やくるみん、ユースエール認定企業の国の認定など学生へのPRになるポイント）、インターンシップ実施の有無等をまとめて、リスト化すること。
- ・企業が、広島労働局 HP で「労働基準関係法令違反に係る公表事案」に該当していないか必ず確認すること。
- ・企業の選定については、上記のリストを参考に県と協議の上、決定すること。
- ・企業との連絡・調整を行うこと。
- ・企業の参加申込状況について、随時、県に報告すること。

## (7) 交流会の運営

- ・会場設営及び撤収作業を含めた当日の交流会の運営を行うこと。
- ・交流会運営に必要な資料や備品を準備すること。
- ・交流会運営に必要な人員を配置し、当日のスタッフマニュアルを作成すること。
- ・交流会の企画内容に応じて、司会者やファシリテーターを配置すること。
- ・交流会後、インターンシップや企業説明会へ参加学生を誘導するため、企業に、参加前の準備依頼や学生のフォロー策についてアドバイスを行うこと。
- ・オンライン形式での開催の際に、事前に学生、企業ともに通信テストをする、WEB ツールの使用方法やオンラインでのイベント手法（話さない時はミュートにする等）を通知する等、スムーズにイベントの進行ができるようなフォローを行うこと。
- ・交流会後、インターンシップや企業説明会へ誘導する方法を提示すること。

## (8) アンケート実施・報告

- ・参加学生及び企業に対するアンケート結果をとりまとめ、県に報告すること。
- ・アンケートの内容は県と協議して決めること。
- ・学生募集プロモーションの効果について分析し、県に報告すること。

## (9) 県への定期報告

- ・各開催日における各企業毎の参加学生数、大学名、学年等をまとめ、実施後 10 日以内に報告すること。また、参加企業、参加学生生に対しアンケートを行い、双方の反応、意見を分析し、報告書を提出すること。
- ・本事業の終了にあたっては、事業実施結果を取りまとめた実施報告書を提出すること。

## 5 提案内容

- ・上記 4 (1) のコンセプト・内容に沿った企画内容を提案すること。
- ・参加学生が広島県就職意識を高め、企業社員と気軽に交流できるテーマや工夫を提案すること。
- ・企画内容が学生に伝わりやすく、かつ、学生の参加意欲を掻き立てるようなサブタイトルやキャッチフレーズを提案してもよい。
- ・学生が参加しやすい開催時期、時間帯、イベント所要時間を提案すること。
- ・イベントの開催方法について、対面・オンライン・併用等を提案すること。また、対面形式、オンライン形式の回数内訳を示すこと。
- ・対面形式で使用する会場の候補を提案すること。
- ・オンライン形式での開催の場合、活用するオンラインツールは、学生と企業の双方が使いやすいものとし、使用するオンラインツール及び配信（ライブ及び収録）方法について提案すること。また、通信トラブルを防ぐための工夫や運営体制について提案すること。

なお、配信にあたっては、県の YouTube チャンネルを使用することもできる。

- ・参加学生数を確保するための学生募集計画を提案すること。
- ・大学キャリアセンター等を通じた参加学生募集活動を行うとともに、効果的に集客を図るためのプロモーション策について提案すること。県公式サイト等を活用した広報活動を行う場合は、活用方法を提案すること。

(プロモーション策例示)

- ・ Web 広告
- ・参加者特典（ノベルティグッズ等）
- ・大学の協力を得て、学生にはがき送付
- ・大学学食トレイへの広告
- ・参加企業数を確保するための企業募集計画を提案すること。
- ・上記 4 (1) のコンセプト・内容に沿ったプログラム内容及びタイムスケジュールを企画提案すること。ただし、プログラム内容については、各回同じ内容でも良いし、実施時期によって、テーマや内容を変えても良い。
- ・オンライン形式での開催では、学生が途中離脱しない工夫を提案すること。
- ・企画内容に応じて配置する司会者やファシリテーターに、役者やタレント、ナレーター等を起用する場合は、その人物について提案すること。

- ・交流会への参加を契機に、学生の県内企業への就職意識が高まり、インターンシップや企業説明会への参加につなげるなど、交流会終了後における学生の就職活動等を促すための工夫点を提案すること。
- ・アンケート内容については、参加企業及び参加学生の満足度や、参加学生の企業研究の深まり、県内就職意欲の高まり等、本交流会の効果検証として適切なアンケート内容や手法、目標を提案すること。

## 6 業務の執行体制の確保について

受注者は、この委託業務に当たり、必要な要員を確保・配置するとともに、責任者及び副責任者等の執行体制（体制図を含む）を明らかにすること。

## 7 契約に関する条件等

### (1) 再委託等の制限

委託業務の一部を再委託しようとする場合には、再委託先ごとの業務の内容、業務の体系図及び行程表、再委託先の概要及びその体制を明記したものを事前に書面で報告し、県の承認を得なければならない。

### (2) 完了報告等

委託期間終了後、10日以内に業務委託完了報告書を県へ提出すること。

### (3) 業務の履行に関する措置

ア 委託業務（再委託した場合を含む）の履行につき、著しく不相当と認められるときは、県は受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。

イ 受注者は、上記要求があった時は、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県へ書面で通知しなければならない。なお、県からの要求をもってしても改善が望めないと認められるときは、契約を解除する場合がある。

### (4) 機密の保持

受注者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、委託業務の目的以外に利用、又は第三者に提供してはならない。また、委託業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。委託業務終了後も同様とする。

### (5) 個人情報の保護

受注者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を履行した上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

### (6) WEB広告の利用

WEBサイト利用者の嗜好にあった広告配信が可能なコンテンツ連動型広告などを利用して、広告配信を行う場合は、社会通念上不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努め、掲載先サイトを定期的に確認すること。また、不適切サイトへの掲載が認められた場合には、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。

### (6) 成果品の利用（二次利用）

委託業務により作成予定の収録動画がある場合は、県のYouTubeチャンネル掲載などの二次的な利用を可能とすること。

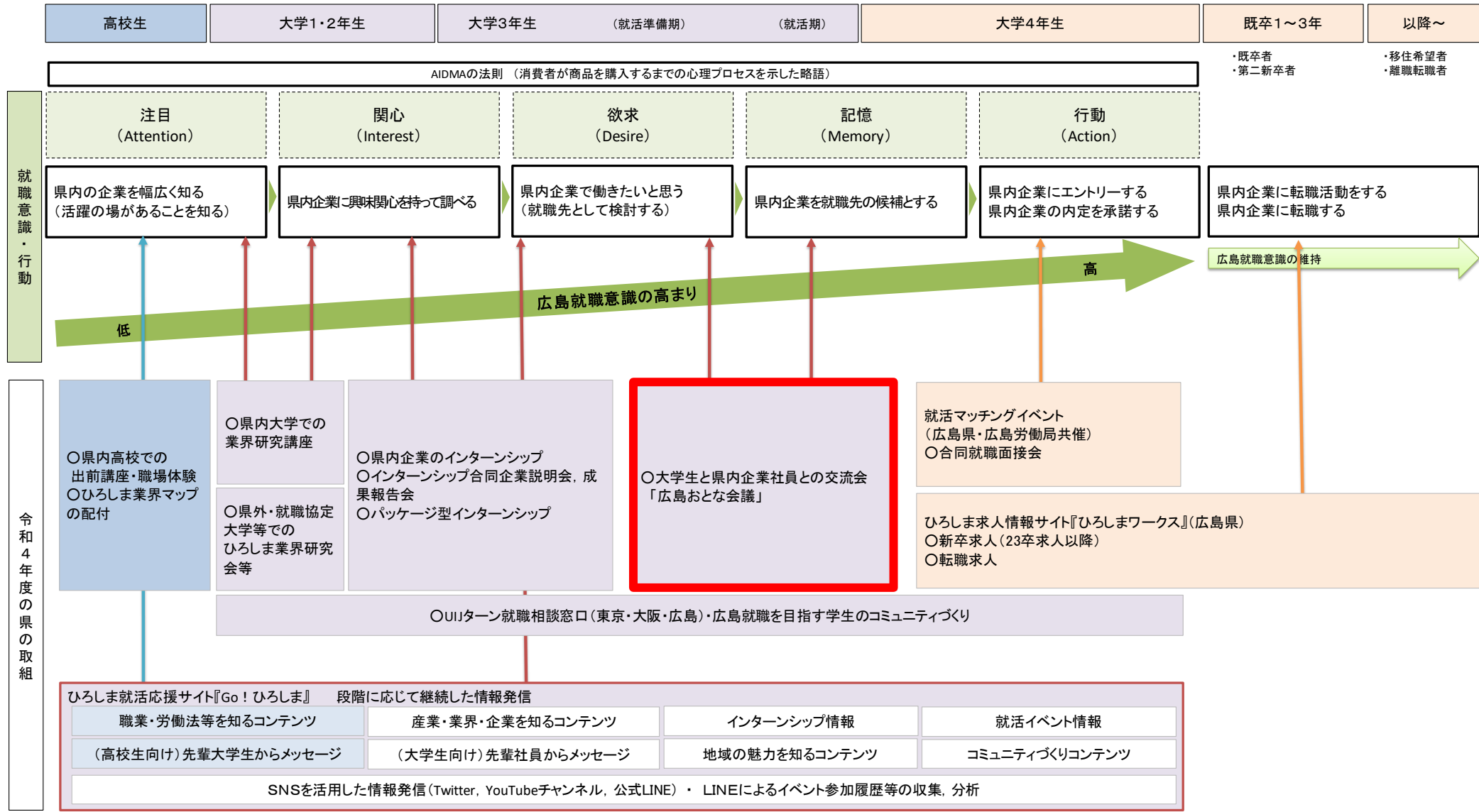
(7) 肖像権、著作権等に関する取扱い

- ア 肖像権及び著作権の関係で問題が生じないよう受注者において整理すること。使用料等の支払が必要な場合は、委託料の範囲内で受託者が負担すること。
- イ 委託業務により発生した成果物等について、肖像権及び著作権に係る紛争が生じた場合は、受注者においてその責を負うこと。
- ウ 委託業務により作成した収録動画については、県の判断により多種の広報媒体で使用する可能性があるため、委託期間終了後においても問題が生じないようにすること。
- エ 委託業務において製作・納入した成果品に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、県に無償で譲渡すること。

8 その他

- (1) 受注者は、委託業務の進捗状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施を図ること。
- (2) 受注者は、委託業務の執行にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議・調整を行うこと。
- (3) 受注者は、委託業務の実施過程で生じた事故や災害等については、大小に関わらず県に早急に報告し、指示を仰ぐこと。
- (4) 契約の締結、委託業務の履行に必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受注者が負担すること。
- (5) 委託業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、県は受注者に協議を申し出る場合があり、受注者は委託料の範囲内において仕様の変更可能な限り応じること。
- (6) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、これを解決するものとする。

県内就職までの意識・行動のステップアップ モデル図



※太枠で囲んだ部分が本委託業務の対象